

# 交流・融合と法律進歩

——『中国法制通史』を評す

北京：法律出版社／1999年1月／全10巻／780元



朱 勇

中国法制は悠久な歴史を有しており、内容が豊富である。中国法制史研究は二〇世紀にも急速に発展を遂げている。一九九九年法律出版社から、全十巻五一〇万字に及ぶ大著『中国法制通史』が刊行された。本書は張晋藩が編集主幹をつとめ、中国四十余の大学・法学系大学院および研究機関、学者六十数名の充実した研究成果を踏まえ、二〇年の歳月を経て、精緻な協力の末にこの大業を成就させた。本書『中国法制通史』は歴代王朝を縦糸とし、各部門の法律を横糸にとり、縦横の交錯、縦横の呼应をはかり、中国歴史上のさまざまな法律事象が現出し発展する、その基本的脈絡と重要規則を系統的に深く掘り下げて論じている。緻密な資料準備と内容豊かな研究成果に基づき、本書の執筆者はいくつかの重要領域で新しい観点を提示し、中国歴史上の法律制度、法律理論、法律原則の形成原因および社会作用にそれぞれ適切な解釈を施している。本書は二〇世紀中国法制史学の研究成果、とりわけ近年発掘・発見をみた「地下文物、社会習慣調査、歴史档案、

私家筆記、檄文、標語、スローガン、規約、教義、軍律<sup>〔1〕</sup>および敦煌文書、郷規民約、宗教規則、行会規則等を含んだ新しい各種法律資料を緻密慎重に扱い、ここ数年の学会における最新の研究成果に十分な注意を払って全面的な総括を施している。本書の執筆者には多数の優秀な若手・中堅の学者が含まれており、すべての者は各研究領域で重要な成果を取めている。この『中国法制通史』は中国学術界の中国法制史学における最新の研究レベルを代表しており、それは二〇世紀中国法制史学の研究成果の系統的な総括となっている。

本書の重要な学問的貢献は、中国歴史上の「地域交流と民族融合」を通じて法律の進歩を実現する、その歴史過程を詳細に論じている点にある。法律の発展と進歩には一定の歴史的契機が必要である。政権の延長継続、王朝の交替は法律制度の進歩に対していずれも一定の役割を果たしたが、歴史的にみれば、法律の発展と進歩の多くは、王朝の革命的な交替に伴う地域交流と民族融合の影響

が大きい。『中国法制通史』は法律思想や法律制度の重要な発展に基づきながら、中国の歴史において法律の進歩に影響を大きく与えた、三度の大規模な地域交流と民族融合について内容豊かな分析を施している。

最初の「地域交流と民族融合」による法律の発展は戦国時代に現出する。この時期、大国は覇権を争い小国は生存をはかった。それぞれの目標を実現するために、政治、軍事、経済、法律、文化等の面で、価値あるものを相互に取り入れ、相互に長所を得て短所を補って、全般的にみれば法律の進歩を全面的に推進した。『中国法制通史』第二巻「戦国・秦漢」は戦国時代の地域文化が法律の発展に与えた深刻な影響を詳細に検討している。著者はこの時期について、次のように提示する。「戦国時代の法律制度や法律思想がそれぞれ違ったタイプを形成する際には、主に次の三つの地域文化の影響を受けた」<sup>〔2〕</sup>。この三大地域文化とは、齊魯文化、楚文化、晋文化である。「齊国は商業が繁栄し、経済が発達し、君臣思想が活発盛

んで、かつその精神は開放的であり、国子監は諸子学派に対して多くの学術・思想を許し、百家争鳴の局面形成に優れて自由な空間を提供した。発達した経済によって人々は功利主義的価値を身にまとい、開放的な精神が政治改革の内部環境を育成した」。「齊文化が自由闊達な気風で、「議論を好み」、完備された法制を備えていたのと比べて、魯文化は儒学を旨とし、礼の制度を完備した、周密で価値一元的な地域の特徴を体現している。この文化の特徴もまた魯国の法制に影響を与えた」<sup>〔3〕</sup>。楚国の地は長江中流に位置し、民俗は「巫術や靈魂を信じ、祭祀を重んじ」、道家の学説が興ったのは、これら地域文化の影響を受けたからである。楚国の訴訟手続きは誓約や占卜の役割を重んじ司法制度がかなり発達していた。晋国地区の農耕条件はとも良く、商業が発達して、「三家晋を分けた」後、韓・趙・魏各国は、制度、習慣および文化等の面で伝統を重んじ具体的に功利的な社会心理を形成し、法家思想の繁栄および法制定の迅速な発展にふさわしい文化的

背景と社会条件を提供した。春秋戦国国の時期は、軍事征伐に伴う、地域や民族間の制度、習俗、文化、思想方面の交流や衝突が、中国文化の全面的進歩を推進し、この進歩の潮流に対し法律思想や法律制度は急速な進展をみた。

魏晋南北朝時代は中国歴史上二度目の法律の発展に伴う交流と融合の時代である。二二〇年曹魏王朝の成立から五八九年南陳の滅亡に至る魏晋南北朝時代に、中国社会は民族融合と地域交流の段階をさらに推し進めた。本書の著者は次のように提示する。「この時代は、中国の封建社会の歴史において、政治や経済の大変動と民族の大移動があつた時代である。それに呼応して、中国の封建法律制度の諸領域は大きな変化に見舞われ、隋唐以後の封建法律制度の発展の方向を決定した<sup>4)</sup>。魏晋時代は法律の発展に勢いがあり、法律理論、法律原則、法律制度、立法技術等の面で、おしなべて重要な進歩を遂げた。だが同時に、魏晋の時代は老莊思想が興り始め、俗事から遠ざかり清談を崇め、「老莊の道徳的な風潮の始ま

り」が政治や法律の領域に重大な影響を及ぼした。とりわけ東晋政権および南朝の各歴代王朝は、華美、浮薄で実少なく、進取の気性が現れず、法制建設の面では基本的に旧制を維持したまま新しい創造には至らなかつた。これと比較して、北方の少数民族は中原に進入して後、新政权の確立と同時に、その實地で実務的な自强不息の精神をもつて、漢族の先進的な儒家文化を吸収した。私の理解によれば、その民族特有の伝統と相結合することで、旺盛な創造の精神が生まれ、内容的特徴を有した新たな法律体系の確立が始まつた。本書の著者はこう述べる。「南朝社会の政治、経済状況が南朝の法制の発展する方向を決定した。腐敗した士族集団は法学を軽視するばかりか、『刀筆』(文書を作成すること)を潔しとしなかつた。彼らは南朝の法律を旧態依然としたものにし、基本的には晋律の踏襲を中心とし、梁や陳は律を二度改めたものの、その法律の内容に大きな刷新はみいだせない<sup>5)</sup>。まさに地域交流と民族融合という社会背景によって、北朝政権は中国の法

律を秦漢の初歩的状况から隋唐の豊富かつ整合性を有する段階へと継承し発展させる掛け橋的な役割を担い、東晋や南朝の法律制度はほぼ停滞時期を迎える。つまり「地域交流と民族融合」が中華法体系の継続発展を直接に推進したのである。

清期末期および民国初年は中国の歴史上三度目の法律の発展に伴う交流と融合の時期である。「中国法制通史」第九卷『清末・中華民国』はこの時期における中国の法律の重大な変革を全面的に論じている。これ以前の中国の歴史における社会の変遷と制度変革の様相とは異なり、一九世紀末期、清政府が直面したのは列強諸国の侵入であり中国社会の全面的危機である。しかるに法制変革に即して言えば、それが依拠した背景には法律自身の進化要求があり、また外国勢力の圧力が含まれる。著者は次のように提示する。「中国の法律の近代化には、法律自身の発展を導く論理的な動因があり、また列強諸国による外部推進力もあつて、そうして最終的には立法者により、中国の伝統的な法律と西洋の近代的な法律の比較を

通して、しかも法律体制が創作した新たな選択を通じて体现された」。この選択の過程で、中国の近代立法者は外部圧力を消滅し、内部危機を取り除くという二重の任務を負った。この目的に基づいて、立法者は中国の文化環境で長期間の発展を続け形成されるに至った政治的芸術を運用し、独自の特色ある処理原則を確立した。著者は、こう言う。「中国社会は特に伝統を重んじる社会である。法律自身に即して言えば、中国における法律の近代化の鍵は、同時に法律の近代化の難点でもあり、つまりそれは、西洋における法律の精神と中国における法律の伝統の間の関係を解決することに帰結する。中国社会について言えば、西洋の法律の精神と中国の法律の伝統とは単純な優劣や是非の問題ではない。……制度と文化には人文精神の内容が有されており、それは現代の最新レベルの進歩性を体现すると同時に、特定社会と協調的な包容力を有しているべきである。「先進性は決して適当で具合がいいとは限らない」。特定の文化背景をもつ社会では、適応した環境

と社会秩序が必要だ。二種類の制度と文化が交流、融合している場合、衝突と抵触の発生は免れえない。適当で具合が良く、双方が矛盾をきたさない部分を選び定め、新しいタイプの制度と本来の社会との双方の衝突と摩擦を最小限におさえる。——このことが法律を近代化する上で最初に解決が望まれる問題である。」

以下、『中国法制史』各巻の内容を簡単に紹介することにする。

第一巻『夏商周』（全五章）、蒲堅主編。夏、商、西周、春秋時代の法律制度の考察の他に、特別に章を設けて中国法律の起源を論じる。本巻第一章は「中国法律の起源」であり、古今の法律起源説の評論、氏族戦争と「刑ハ兵ニ始マル」、考古資料と法律起源、中西法律起源の比較、「刑」「法」「律」の字の変化とその意義等の内容を含む。

第二巻『戦国・秦漢』（全一九章）、徐世虹主編。本巻は三つの部分に分かれており、その中身は戦国時代の各国法律制度、秦朝の法律制度、漢朝の法律制度である。内容は戦国時代の法律文化の背景、

封建官僚体制形成期の法制建設、立法思想、法律形式、刑事、行政、民事、経済、訴訟、監獄管理等の法規にまで及んでいる。

第三巻『魏秦南北朝』（全一三章）、喬偉主編。本巻は魏晉法律制度の基本的内容および南北朝時代の「地域交流と民族融合」を通じた法律制度における新成果を重点的に論じる。初めに曹魏、蜀漢、東吳、西晉、東晉の法律制度をそれぞれ考察し、次に十六国地域、劉宋、南齊、南梁、南陳、北魏、北齊、北周の法律制度、とりわけ北朝の北魏、北齊、北周政權が秦漢以来吸収した法制の成果や、南北法律の精華を融合して法制建設面に創出した重要成果に対して比較的詳細に分析を施す。

第四巻『隋唐』（全一六章）、陳鵬主編。本巻は隋朝の法制が、過去と未来の掛け橋として法律発展の推進作用となった作用を重点的に論じる。本巻は唐朝の法制を、立法思想と立法活動、刑事法律、行政法律、経済法律、民事法律、婚姻家庭法律、司法制度等の面から、詳細かつ深

く掘り下げて考察する。本巻第一三章「唐律の特徴およびその歴史的地位」では、近年国内外の学者、特に国内の多くの若手・中堅学者が新しい法学理論と研究方法を運用して、新しい視点から中国歴史上における唐朝法律の位置と価値について施した貴重な検討をまとめる。本巻は他にも立法概況、法律内容、司法制度の三方面より五代時代の法律制度を紹介する。

第五巻「宋」（全七章）、張晋藩、郭成偉、阿氏による共同主編。本巻は宋朝および遼金法律制度の内容、特徴および作用を系統的に考察する。注目に値するのは、著者が宋朝の士大夫を一種の社会集団とみなし、宋朝の文化精神を代表する士大夫の法律思想を特別に論じていることだ。著者は次のように提示する。「一〇世紀末から一三世紀中期にかけて中華古代帝国の土壌には、四書五経を多読し、敵かて博識があり、詩を吟じ律令に通じた、官吏の職能をもつ知識階級が出現し、歴史上「士大夫」と称される。この集団は一身に文章、経書、官職を兼ねて、行政、

司法、教化に通じており、彼らは文化上の儒教、仏教、道教の精華を体得し、仏教と道教を融合させ、仏教から儒教を解釈し、「民は胞、物は与」（民は吾が同胞、物は吾が友）の救済精神に基づいて、その言論は世の過ちを適切に批判し、その行動は世の不足を補った。この天下、一人といへども、我往かん」の精神信念を尊び、楽しむも天下をもつてし、憂えるも天下をもつてし、中華文明の眞の精神を構築したのである」。

第六巻「元」（全六章）、韓玉林主編。本巻は元朝の行政法、刑法、経済法、民法、司法制度等を系統的に考察する。著者は元朝法律の主な特徴に次の三点があるとする。「第一に、法典中にはモンゴルの伝統を有する刑制などの法律内容が増えている。法律適用上では、南方と北方が制度を異にし、蒙古、色目人は各民俗に依る」とあり、多元的な特徴を有している。第二に、法典中には民族等級の区分、民族差別、民族抑圧の内容が増え、濃厚な民族的色彩を有している。第三に、法典中には元代社会の現実生活を反映し

た内容が増えている。例えば「投下」（諸王、副馬、功臣に從属する下役、「軀口」（奴僕）等があり、非常に實際的であり對抗的な特徴を有する」。

第七巻「明」（全六章）、張晋藩、懷孝鋒、阿氏による共同主編。本巻の章内訳は第一章立法概況、第二章行政法律、第三章民事法律、第四章経済法律、第五章刑法、第六章司法制度である。同時代の西洋社会の進歩と法律の發展状況に関する比較を通して、著者は次のように提示する。「閉鎖と保守が中国の法制を西洋先進国家より遅れたものにした」、「中国の古代法制は閉鎖的な環境下で独自に形作られ發展をし、……その没落と腐敗もまた閉鎖的な環境下で進行した。したがって最低限の内省と自覚さえ欠如している。明朝の法制を例にとれば、「大明律」は社会の發展に必要な新しい内容をいくつかに有しているものの、やはり純粋な封建法典の完成態に過ぎず、ある方面に至っては、七百年前の唐律より後れている」。

第八巻「清」（全二七章）、張晋藩主編。著者は、こう言う。「中国の法律發展史

上、清朝の法律はその完備性という特徴で有名である。」「清朝は最後の封建王朝であり、二千年近い発展を経たため、封建法制は強固に継承され、相当に整合性がある。法律体系をみても、刑法、民法、行政法、訴訟法、監獄法等それぞれの部門法が、全体的かつ系統的に法律体系を構成する。立法の具体的内容をみても、広範であるばかりか、清朝の社会実態と民情に非常に適合的である。司法制度面をみても、手続きが整合的であり、審査が厳格で、立法審査と死刑の再審理はいつでも制度化、法律化されている。特に統一多民族国家の条件に適合しており、清朝は辺境の少数民族居住地区にも適合的な法律（『蒙古律令』『回疆則例』等）を制定しており、封建国家の民族立法は前代未聞の域に達している」。

第九卷『清末・中華民国』（全二七章）、朱勇主編。本巻は清朝末年（一八四〇—一九一二）と中華民国（一九一二—一九一九）における法律の発展を重点的に論じる。著者は、こう提示する。「近代中国では、中国とヨーロッパの文化が交流し、

思想理論が活性化し、政治闘争が活発化した社会全体をバックに、思想家から政治家まで、次々と国家の法制建設に対して自らの青写真を提示した。」「概括すれば百年間に出された法案で比較的典型的な意義を有し、かつ実施をみたものは主に次の六プランであり、それぞれ歴史時期を異にする太平天国、洋務派、維新派、沈家本および清末法制改革派、孫文および国民党、革命根拠地期の共産党という各社会集団より提出された。この六プランの提出者たちは、太平天国前期の指導者が狭隘な農民意識や政權奪取の政治的配慮にとらわれて、形式と内容の両面で非先進的であつたのを例外として、いずれも別の角度から、さまざまな社会の力量による国家の命運についての憂慮と思考を表しており、法律自身の進歩を促進しようとして願望し、さらに進んで制度の進歩を深化させ、社会の進歩を推進して、富国強兵を実現、列強の侵略を防備して、中華帝国や中華文明の世界における指導的な地位を保持しようとした。種々の原因により、彼らが描いてみせた青写真と

目的は未だ完全には実現をみていないが、ただ法律自身に即して言えば、まさに異なるプランは徐々に実施され、程度の差はあれ中国の法律の進歩を促進した」。

第十卷『新民主主義政權』（全五三章）、張希坡主編。著者は、こう提示する。「新民主主義政權の法制史とは、すなわち中国共産党が人民を指導し、新民主主義革命期に革命根拠地で人民民主法制を創設した、人民民主法制の誕生と発展の歴史である」。本巻は一九二一年中国共産党の成立から一九四九年中華人民共和国の成立まで、この歴史段階における新民主主義政權の法律制度（行政法、土地法、労働法、婚姻繼承法、財政経済法、刑法、司法制度、調停制度、監獄制度等を含む）を全面的に論じる。

千慮の一失。本書にも残念で不足な点が存在する。史料操作の面を例にとると、『隋書・刑法志』に北周法律について次の記載がある、「もし復讐する場合は、法律上の手続きをした上で、みづから仇をころしても罪にはならない」。本書の解釈によると「報復の罪を犯した者は其の罪が

すこぶる重く、報復者は自死に処せられた」とある<sup>(13)</sup>。北周の歴史には、仇討ちを許可した前期と、復讐、殺人を禁じた後期といったプロセスが確実に存在する。ただ、当該箇所史料に記載されていることは、法的な条件があれば復讐を許可するという規定なのであって、明らかに著者はこの部分の史料を誤読している。「地域交流と民族融合」に中国の法律を発展させる動因を見出し、中国法律の進歩の軌跡を論ずる、これが『中国法制通史』の学術面における価値ある特徴である。新しい領域の開拓から現在ある学術的成果を系統的に総括した『中国法制通史』は、世紀の分かれ目にある中国法制史学の一里塚的な作品と称してよいだろう。われわれは二一世紀の中国法制史学に更に多くの優れた新しい作品が生まれることを期待する。

注

- (1) 『中国法制通史』第一卷、法律出版社、一九九九年、四頁。  
 (2) 同右、第二卷、二頁。

- (3) 『漢書・地理志下』。  
 (4) 『中国法制通史』第三卷、一頁。  
 (5) 同右、第三卷、三四〇頁。  
 (6) 同右、第九卷、三頁。  
 (7) 同右、第五卷、五二頁。  
 (8) 同右、第六卷、二頁。  
 (9) 同右、第七卷、一四頁。  
 (10) 同右、第八卷、三頁。  
 (11) 同右、第九卷、二頁。  
 (12) 同右、第十卷、一頁。  
 (13) 同右、第三卷、六〇〇頁。

(邦訳 永岡克幸)